

東京ユースヘルスケア推進事業（ユースクリニック補助事業）補助金交付要綱

令和8年5月21日8福祉子母第268号決定

（通則）

第1条 東京都ユースクリニック補助事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、東京都ユースクリニック補助事業実施要綱（令和8年5月11日付8福祉子母第20号。以下「実施要綱」という。）に基づき、事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって身体や心の悩みを抱える若者が身近な医療機関で相談できる体制の整備を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 本補助金は、交付決定の日から交付決定を行う年度の3月31日までに、東京都（以下「都」という。）が適切と認める東京都内の病院及び診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）が実施する、若者が身近な医療機関で相談できる体制の整備に資する取組を対象とする。対象となる事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、別添のとおりとする。ただし、他の機関から委託、助成又は補助を受け実施する事業、全部又は主要な部分を第三者に委託し実施する事業、第三者に資金を交付することを目的とした事業並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が行う事業については、この補助金の対象としない。

（暴力団の排除）

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(交付額の算定方法)

第5条 本補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別添第1欄に定める種目ごとの基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 本補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、東京都知事(以下「知事」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 本補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、

事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(11) 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行の状況を書面により報告しなければならない。

(12) 補助事業の遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命じられた場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、第14条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請手続)

第7条 本補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書、別紙様式第5による申出書及び別紙様式第6による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書を、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 本補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7条に定める申請手続に従い、別紙様式第2による変更交付申請書に関係書類を添えて、速やかに知事に提出して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第9条 知事は、第7条又は第8条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは第6条に掲げる事項を条件に補助金の交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金交付決定通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げるときも同様とする。

(実績報告)

第11条 本補助金の事業実績報告は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(第6条3項)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、別紙様式第3による報告書に關係書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、第11条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第13条 知事は、第12条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(決定の取消し)

第14条 本補助金について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) 実施要綱に定める事項を遵守しないとき。

なお、この規定は第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

また、取消しをした場合は第9条の規定を準用して、通知する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者が、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 第6条10項又は第14条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(2) 第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金)

第16条 知事が、第14条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

なお、違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第17条 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

なお、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 18 条 補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第 19 条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)に定めるところによるものとする。

(立入調査等)

第 20 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別添)

1 事業種目及び基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 個別相談 1時間当たり 17,000円(※)</p> <p>2 受診費用助成 緊急避妊 1件当たり15,000円 初回妊娠判定 1件当たり15,000円</p> <p>3 オープンコース 1時間当たり 17,000円(※)</p> <p>※1及び3を合わせて、1月当たり32時間を上限とする</p>	<p>1及び3 事業実施に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、図書購入費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保守料、広告料)、報償費、委託料、使用料及賃借料、共済費 ただし、報酬、給料及び職員手当等及び共済費については、本事業の実施時間中は本事業に専従する場合に限る。</p> <p>2 初回妊娠判定、緊急避妊に係る受診費用のうち、医師による診察・検査・処方に係る費用、薬剤師の調剤費用、薬剤費用(ただし、初診に係る費用に限る)</p>	<p>1 (1)3を実施する場合 10分の10 (2)3を実施しない場合 2分の1</p> <p>2及び3 10分の10</p>